

福岡市保健福祉審議会総会(平成 27 年度 第 1 回) 議事録

I 日 時

平成 28 年 1 月 19 日 (火) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 20 分

II 場 所

西鉄イン福岡 大ホール

III 出席者

別紙のとおり

IV 会議次第

1 開会

2 議事

(1) 福岡市保健福祉総合計画 (案) について

3 閉会

V 議事録

1 開会

事務局：福岡市保健福祉審議会総会の開催に当たり、本審議会委員 35 名のうち 27 名の委員が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定に基づき本日の会議は成立することを報告。また、福岡市情報公開条例に基づき、本審議会が原則公開である旨を報告。

引き続き、以降の会議進行を委員長にお願いしたい。

2 議事

(1) 福岡市保健福祉総合計画 (案) について

委員長：委員におかれては、昨年度は総論部分、今年度は各論について分科会や分野部会を含め、昨年 7 月からほぼ毎月審議いただいた。さらに先般、調整会議でも分野間の調整をしている。ここで、それぞれの分野の分科会長からコメントを賜りたい。

各委員：健康・医療分野については、部会と分科会で 8 回審議した。超高齢社会を迎えるにあたり、総論に記載のある政策転換、年齢ではなく意欲や能力に応じて活躍できるための施策の転換等、いわゆる支えられる側から支える側に重点をおいた施策を進めるためには、健康は最も優先されるべきものであるという認識のもとに、

健康づくりの推進，医療環境の整備をはじめ，委員の方から幅広くご意見を頂戴し，とりまとめた。

各委員：地域分野については，部会と分科会で6回審議した。現在の社会環境の中で，今までとは違った新しい観点で踏み込まなければいけない分野である。今後も，地域での支え合いや助け合い活動がますます重要となる。その基盤として，地域における顔の見える関係づくりや，企業やNPO等の新たな支え手への支援等，従来よりもかなり踏み込んだ計画としてまとめることが出来たと考えている。

各委員：高齢者分野については，部会，分科会で6回審議した。支えられる側から支える側へ，あるいは配る福祉から支える福祉という，ある意味全体をざっくり示した総論の方向性を踏まえて，高齢者の意欲や能力に応じて，それに着目した施策の推進や，認知症の方を支える施策等活発なご意見をいただいた。今後の超高齢社会に向けて，大きな方向性を示すことが出来たと考えている。

各委員：障がい者分野については，分科会で5回審議した。今後は，障がい者自身や家族の高齢化が非常に大きな問題となってくる。そういう意味で，介護している親や家族が，介護を継続できなくなった場合の障がい者の地域における生活を見据えた総合的な支援等について踏み込むことが出来た。また，障がい者の差別解消の推進や，施策にも踏み込むことが出来たし，新たにサービスの対象になった難病についても盛り込むことが出来た。これを福岡市で実施していただきたい。

委員長：4つの分野の分科会長からそれぞれ報告があった通り，これまで分科会や部会で20回以上にわたって議論してきた。今日はこれをとりまとめて，保健福祉総合計画のパブリック・コメント案として決定したい。

それでは，福岡市保健福祉総合計画（案）について，事務局から説明されたい。

事務局：（資料3，5により説明）

委員長：なにか質問や意見はあるか。

各委員：57ページの（7）地域包括ケアシステムの構築を削除した理由を教えてください。

また，61ページの成果指標②「地域で生活できる仕組みづくり」に子育て家庭が対象に入っている理由を教えてください。

事務局：1点目は，地域包括ケアは4分野に関わることに加え，これが特に重要であるという指摘を各論の審議の中で各委員から頂いたため，46ページの10年後のあるべき姿に，概念図も含めて大きく示した。これにより，57ページにあった文言を削除した。

2点目は，この「地域で生活できる仕組みづくり」の調査項目が，福岡市のマスタープランである福岡市基本計画の実施計画にあたる政策推進プランと同様の質問を使って整合性をとっているため，質問には高齢者と子育て家庭を含んでいる。

各委員：「地域包括ケア」と「地域包括ケアシステム」は同義と考えているので，削除したということか。

事務局：地域包括ケアは平成23年度から順次検討を進め，具体的な施策や会議が整ってき

たところである。その中で、システムということではなく、それぞれの機能を有するところが地域包括ケアを表すということから、システムという言葉が非常になじみにくいいため、10年後の目指す姿のところに概念図を示すとともに、地域包括ケアということで統一を図って整理した。

委員長：他に意見はないか。

各委員：10年後のあるべき姿の中に、福祉におけるアジアのモデルとなる社会という目標が挙げられているが、各論でみると、健康・医療分野には89ページに医療の国際化の推進が述べられているが、地域分野や高齢者分野、あるいは障がい者の分野については、これに関連した記述がないように感じる。

ところが、地域には随分と外国人の方々がいてどう対応するのかなど、現場ではかなり課題になっているので、どこかに明記しておかなければならないのではないかと。また、介護分野でもアジア等から介護の人材がきているため、これについても触れておく方がいいのではないかと。障がい者の問題についても、言語等の問題で生活上なかなかうまく適応できない人達に対する課題があるなら、どこかで触れておく必要があるのではないかと。

事務局：2014年の世界の高齢化率の統計では、韓国は2014年で12.59%、中国は9.12%、日本は25.78%である。2060年と比較すると、韓国は33.6%と3倍近く伸びている。当然日本も伸びていくが、韓国や中国はさらに大きく伸びる。

直接的に、アジアのモデルという言葉をもとに全ての分野には書いていないが、これを踏まえて、今回はできるだけシニアの積極的な活動のもとに新たなモデルとチャレンジな施策も含めて取り組み、その上で次の計画の中で具体的なアジアのモデルとなるところを検討したい。よって、具体的にこの施策でアジアのモデルとなるところまでは、今回はまだ示す段階ではないと考えている。

しかし、頂いたご意見は、これからパブリック・コメント等も予定されているため、正副委員長に相談し検討したい。

委員長：他に意見はないか。

各委員：生活保護の高齢者世帯が非常に増えてきて、パーセンテージも一番上ではないかと思っているが、高齢者分野には生活保護に関する記載がない。132ページには生活困窮者への支援ということで自立や就職を促すなど、この状況からの脱却を記載しているが、高齢者世帯に関しては脱却することは厳しい。

委員長：これについて、事務局はいかがか。

事務局：生活保護世帯については、17ページに生活保護世帯の推移データを出しており、高齢化に伴い依然増加傾向が続いているところは示している。具体的には、59ページに生活保護の適正実施、生活困窮者の自立支援を記載している。生活保護については、事実上、地方自治体には細々とした裁量権やいろいろな費用を決める権利はない。このような中で、ある程度の適正実施として、それぞれの世帯に応じた政策

を支援するという一方で、ある意味、高齢者世帯で親族がいない、扶養してくれる親族がいない、預貯金がない、年金がないということになったら、生活保護やむなしというところはある。一方で、医療費の適正化などまだまだ取り組むべき課題もある。このようなところは、生活保護行政として取り組んでいる。

各委員：超高齢社会では、高齢者世帯は何%くらいなのだろうか。年金だけでは生活できないので、相当な出費が今から重なっていくのではないかと心配でなる。申請の仕方も非常に厳しくなっているが、働くことが難しい70代後半の世代の寿命がどんどん伸びていく中で抱える問題であり、各論で書くべきものではないのか。

事務局：市は、高齢者が抱える様々な問題、身体面あるいは支える側の人の問題など、大きなジャンルの一つに経済面の問題がある。ご指摘の経済的なものについては、ある種全国一律の制度として生活保護として受けられるものは、公的な支援はそこで全部まとめて行う。ただ生活保護の実施にあたっては、色んな生活面のサポート、生活保護の中で行うサポートもあるが、経済面の一つの支えがあることを前提に全ての高齢者を対象とした施策面を考えているので、市として、あえて経済面だけを取り出すというのは、生活保護の制度の存在を前提とすると、必ずしも必要ではないということで整理させていただきたい。

委員長：おそらく委員は、高齢者の生活困窮者も含めてどうするかといったことを記載してほしいという趣旨の意見だったのでは。場合によっては、今の回答もあるが、これに関連した表現を少し加えられるものか検討をお願いしたい。

事務局：了解した。これからパブリック・コメント等も予定されているため、正副委員長に相談し検討したい。

委員長：他に意見はないか。

各委員：57ページは、3つの方向性にもとづく推進施策の部分で、57ページに（4）差別解消、（5）権利擁護がある。一方で、障がい者分野では、権利擁護が前で差別解消が後に来ている。例えば権利擁護を前にもってきて、差別解消を後にもってくるという、総論と各論の順番をそろえるべきではないか。

委員長：事務局はいかがか。

事務局：差別解消と権利擁護は、総論審議のときには、1つにして出した経緯がある。ご指摘のとおり、権利擁護、その後に差別解消というご意見なので、総論の順番も含めて検討させていただきたい。

委員長：他に何かないか。

各委員：資料4の障がい者分野の骨子の基本理念の中央の「親亡き後」の「亡き」がひらがなに修正されていない。

事務局：修正漏れである。

委員長：他に何かないか。

各委員：資料3にある障がい者の捉え方のところだが、障がい者差別解消法等で合理的配

慮が盛んに言われている中で、合理的配慮という文言を入れることはできないか。障がい者の捉え方が医学モデルから社会モデルへと、社会の仕組みが障がいを生み出しているため、合理的配慮をすればその障がいクリアされるという意味合いの言葉を入れてはどうか。

委員長：事務局はいかがか。

事務局：障がい者の捉え方の転換の新たな要素として加える検討をする。

委員長：他にはないか。

それでは、意見がないようなので、これで今回の審議を終わらせる。当保健福祉審議会としては、これでパブリック・コメント案を確定させるが、本日のご審議のうち一部検討が残っているものは、最終的に私と副委員長で事務局と調整することをご一任いただいていいか。

以上をもって、本日の議事は終了する。それでは、事務局にマイクをお返ししたい。

(別紙) 出席者一覧

(1) 福岡市保健福祉審議会委員 (五十音順)

氏名	役職・専門分野等
阿部正剛	福岡市議会第2委員会委員
池田良子	福岡市議会第2委員会委員
井崎進	福岡市介護保険事業者協議会会長
石田重森	福岡大学名誉学長(保険論, 年金論, 社会保障論)
伊藤豪	福岡大学商学部准教授(保険論, 社会保障論)
岩城和代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長, 弁護士
岡田光生	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長
岡田靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター臨床研究センター長
小川全夫	九州大学名誉教授
加藤めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表
鬼崎信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授(社会福祉学)(社会福祉士, 精神保健福祉士)
吉良潤一	九州大学大学院医学研究院神経内科学分野教授(神経内科)
楠正信	福岡市議会第2委員会委員
倉元達朗	福岡市議会第2委員会委員
櫻井千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会代表
谷口芳満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事
樗木晶子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授(循環器内科学, 生理学, 臨床看護学)
中原義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長
長柄均	福岡市医師会副会長
西頭敬一郎	福岡市公民館館長会会長
野田ルリ子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事
野々上幸治	福岡県中小企業団体中央会事務局長
長谷川浩二	一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長
浜崎太郎	福岡市議会第2委員会委員
濱崎裕子	久留米大学文学部社会福祉学科教授(社会福祉学, 地域福祉論, 建築学)
向井公太	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長
山口繁実	福岡市自治協議会等7区会長会代表

(2) 福岡市職員（組織順）

氏名	役職
野見山 勤	福岡市保健福祉局長
竹中 章	福岡市保健福祉局理事
鹿毛 尚美	福岡市保健福祉局総務部長
山下 孝司	福岡市保健福祉局総務部総務課長
高木 三郎	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
平田 英明	福岡市保健福祉局総務部保護課長
小川 明子	福岡市保健福祉局総務部国民健康保険課長
江口 智之	福岡市保健福祉局総務部医療年金課長
入江 晋	福岡市保健福祉局健康医療部長
佐伯 俊資	福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
田中 雅人	福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長
河野 みどり	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課長
山口 正裕	福岡市保健福祉局健康医療部医療事業課長
河野 亨	福岡市保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター所長
川上 寛	福岡市保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター副所長
中村 卓也	福岡市保健福祉局高齢社会部長
平田 俊浩	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
木本 昌宏	福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課長
大久保 治郎	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長
中 蘭 泰 浩	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課長
兒 島 昌 臣	福岡市保健福祉局高齢社会部福祉・介護予防課長
古 賀 俊 次	福岡市保健福祉局障がい者部長
竹 森 活 郎	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課長
牟 田 智 佳	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課長
古 野 和 之	福岡市保健福祉局生活衛生部長
渡 邊 政 彦	福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
日 高 千 恵	福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課長
藤 本 広 一	市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課長
山 田 哲 也	こども未来局こども部こども発達支援課長
高 木 通 裕	住宅都市局都市計画部公共交通推進課長
柴 田 桂	住宅都市局住宅部住宅計画課長